

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第4項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和3年7月15日

【四半期会計期間】 第87期第1四半期（自 平成30年3月1日 至 平成30年5月31日）

【会社名】 株式会社さいか屋

【英訳名】 Saikaya Department Store Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役社長兼社長執行役員 井出 陽一郎

【本店の所在の場所】 神奈川県川崎市川崎区日進町1番地

【電話番号】 044(211)3111(大代表)

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員 村田 功治

【最寄りの連絡場所】 神奈川県横須賀市大滝町1-13

【電話番号】 046(845)6803

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員 村田 功治

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の訂正報告書の提出理由】

繰延税金負債については、繰延税金資産の回収可能性の判断に関する手順において、将来減算一時差異の解消見込額と将来加算一時差異の解消見込額とを解消見込年度ごとに相殺することとされています。しかしながら、過年度においてこの相殺を行うことなく将来加算一時差異の全額に対して繰延税金負債が計上され過大計上されていたことが判明したため、監査法人と協議のうえ、本件について過年度の決算を訂正することといたしました。なお、本訂正に合わせて、その他の重要性の乏しい過年度の未修正の誤謬につきましても訂正しております。

これらの決算訂正により、当社が平成30年7月12日に提出いたしました第87期第1四半期（自平成30年3月1日至平成30年5月31日）に係る四半期報告書の一部を訂正する必要が生じたので、金融商品取引法第24条の4の7第4項の規定に基づき、四半期報告書の訂正報告書を提出するものであります。

なお、訂正後の四半期連結財務諸表については、EY新日本有限責任監査法人の四半期レビューを受けており、その四半期レビュー報告書を添付しております。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移

第2 事業の状況

3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

第4 経理の状況

1 四半期連結財務諸表

四半期レビュー報告書

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

なお、訂正箇所が多数に及ぶことから、上記の訂正事項については、訂正後のみを記載しております。

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第86期 第 1 四半期連結 累計期間	第87期 第 1 四半期連結 累計期間	第86期
会計期間	自平成29年 3 月 1 日 至平成29年 5 月31日	自平成30年 3 月 1 日 至平成30年 5 月31日	自平成29年 3 月 1 日 至平成30年 2 月28日
売上高 (千円)	4,946,154	4,789,286	19,855,571
経常損失 () (千円)	12,727	22,667	124,544
親会社株主に帰属する 四半期 (当期) 純損失 () (千円)	16,253	34,096	133,844
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	2,833	44,281	198,680
純資産額 (千円)	1,867,771	1,621,632	1,665,959
総資産額 (千円)	13,064,382	11,894,960	11,940,572
1 株当たり四半期 (当期) 純損失金額 () (円)	5.21	10.93	42.89
潜在株式調整後 1 株当たり 四半期 (当期) 純利益金額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	14.30	13.63	13.95

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。
3. 潜在株式調整後 1 株当たり四半期 (当期) 純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1 株当たり四半期 (当期) 純損失であるため記載しておりません。
4. 平成29年 9 月 1 日付で普通株式10株につき普通株式 1 株の割合で株式併合を行っております。第86期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1 株当たり四半期 (当期) 純損失金額を算定しております。

2 【事業の内容】

当第 1 四半期連結累計期間において、当社グループ (当社及び当社の関係会社) が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間（平成30年3月1日～平成30年5月31日）におけるわが国経済は、緩やかな回復基調が続いており、雇用・所得環境も着実に改善しております。また、個人消費については、総じてみれば持ち直しの動きがあり、緩やかな回復基調が続いております。

百貨店業界におきましては、主力の衣料品が春物の季節商材で回復の兆しを見せたものの、低温の影響で夏物需要が減退しておりますが、高額消費とインバウンドが引き続き好調に推移した大都市圏は回復傾向にあります。一方、地方では依然厳しい状況が続いており、売上高の減少幅は拡大傾向にあります。

このような状況の下、当社におきましては、平成30年2月期を初年度とする3年間の新中期経営計画を策定し、「営業力の強化」、「CS徹底の推進」、「財務基盤の強化」の3つの基本戦略に対応するための施策実行に全社を挙げて取り組んでまいりました。

「営業力の強化」におきましては、藤沢店では昨年オープンしたニトリを初めとしたニューショップが入店客数の増加や収益の下支えとなり、本年3月・4月の売上高が前年同月を上回るなど、昨年度に実施した諸施策の効果が出来ております。また、「ガーデンセンソユニコ」、「アラミス」、「幼児教室ミキハウスキッズパル」をオープンさせるなど、地元のお客様に支持されているショップの導入をおこないました。更に、藤沢店の営業力強化を進めるため6月に新規13ショップをオープンいたします。加えて地元に着した営業施策として、藤沢店では、神奈川の“みりょく”を集めた「神奈川の味力・魅力・美力フェア」を開催、横須賀店では地元神奈川発祥のブランドのうまいものや神奈川の食材を使ったおすすめの品をご紹介します「地元発見春の神奈川フェア」を開催し、地元のお客様に大好評をいただきました。外商部門におきましては、お客様との結びつきを強めるため、横須賀店・藤沢店の外商担当者を増員し、更なる営業力の強化をはかりました。

「CS徹底の推進」におきましては、平成29年7月に立ち上げた全社的なCSプロジェクトを成功させるため、全社一丸となって取り組んでおります。

一方、財務基盤の強化におきましては、ローコストオペレーションを更に推進するため、各種経費の削減に努めるとともに、効果的な経費運用に引き続き取り組んでおります。

当第1四半期連結累計期間の業績につきましては、近隣商業施設のリニューアルオープンや、近隣百貨店のリニューアルに伴う閉店セールの影響に加え、6月にオープンする新規ショップのリニューアル工事の影響もあり、売上高は4,789百万円（前年同四半期比96.8%）、営業利益13百万円（前年同四半期比78.3%）、経常損失22百万円（前年同四半期は経常損失12百万円）、親会社株主に帰属する四半期純損失34百万円（前年同四半期は親会社株主に帰属する四半期純損失16百万円）となりました。

セグメントの業績については、当社グループは百貨店業の単一セグメントのため、記載しておりません。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(3) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	6,000,000
A種優先株式	1,500,000
計	6,000,000

(注)当社の発行可能種類株式総数は、それぞれ普通株式6,000,000株、A種優先株式1,500,000株であり、合計では7,500,000株となりますが、発行可能株式総数は6,000,000株とする旨定款に規定しております。

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成30年5月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成30年7月12日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	3,135,314	3,135,314	東京証券取引所 市場第二部	株主として権利内容に制限のない標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
A種優先株式 (当該優先株式は 行使価額修正条項 付新株予約権付社 債券等であります。)	1,483,036	1,483,036	非上場	単元株式数は1株であります。(注1～3)
計	4,618,350	4,618,350	—	—

(注1) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は以下のとおりであります。

- (1) A種株式には、当社普通株式を対価とする取得請求権が付与される。A種株式の取得請求権の対価として交付される普通株式の数は、一定の期間における当社株式の株価を基準として決定され、又は修正されることがあり、当社の株価の下落により、当該取得請求権の対価として交付される当社普通株式の数は増加する場合がある。
- (2) A種株式の取得請求権の対価として交付される普通株式の数は、原則として、取得請求が行使されたA種株式に係る払込金額の総額を、下記の基準額で除して算出される(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨て。)。また、基準額は、原則として、下記のとおり、平成27年3月1日以降、毎年1回の頻度で修正される。
当初基準額は、原則として、平成26年3月1日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の各取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)に相当する金額である。但し、当社が、平成26年3月1日時点において東京証券取引所に上場していない場合には、東京証券取引所により整理銘柄指定がなされた日(整理銘柄指定がなされずに上場廃止となった場合には、上場廃止となった日)に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の各取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)に相当する金額とする。
平成27年3月1日から平成49年2月末日までの期間の毎年3月1日において、当該日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の各取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)に相当する金額が、当初基準額を下回る場合には、基準額は当該金額に修正される。
- (3) 上記(2)の基準額の修正は、当初基準額の100%に相当する額を上限とし、当初基準額の70%に相当する額を下限とする。但し、一定の調整がある場合を除き、基準額は9円を下回らない。

(4) 当社の決定による本優先株式の全部の取得を可能とする旨の条項について

A種株式には、当社が、平成26年3月1日以降、当社の取締役会が別に定める日の到来をもって、金銭(当該日における分配可能額を限度とする。)を対価としてA種株式を取得することができる取得条項が付されている。なお、平成49年2月末日の翌日において、A種株式の総数に500円を乗じて得られる額を当該日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の各取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)に相当する金額で除して得られる数の普通株式の交付と引換えにA種株式の全部を取得することができる取得条項も付されている。

上記(1)ないし(4)の詳細は、下記(注3)A種優先株式の内容5.、7.及び8.をご参照下さい。

(注2) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券に関する事項は以下のとおりであります。

- (1) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等(A種株式)に表示された権利行使に関する事項についての割当先との間の合意の有無
該当事項なし
- (2) 当社の株券の売買に関する事項についての割当先との間の合意の有無
該当事項なし
- (3) 金融商品取引法施行令第1条の7に規定する譲渡に関する制限その他の制限
該当事項なし

(注3) A種優先株式の内容は次のとおりであります。

1. 優先配当金

(1) A種優先配当金

当社は、A種株式について、平成22年2月末日を含む事業年度から平成24年2月末日を含む事業年度に係る剰余金の配当を行わない。

当社は、平成24年3月1日以降の事業年度に係る剰余金の配当を行うときは、A種株式を有する株主(以下「A種株主」という。)又はA種株式の登録株式質権者(以下「A種登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、A種株式1株当たりの払込金額(500円。但し、A種株式について、株式の分割、株式の併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)に、剰余金の配当に係る基準日の属する事業年度ごとに下記(2)に定める年率(以下「A種優先配当年率」という。)を乗じて算出した額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。)の剰余金(以下「A種優先配当金」という。)の配当を行う。

(2) A種優先配当金の額

A種優先配当年率は、平成25年3月1日以降、次回年率修正日(以下において定義する。)の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。

$$A種優先配当年率 = 日本円TIBOR(12か月物) + 1.00\%$$

A種優先配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。「年率修正日」は、平成25年3月1日以降の毎年3月1日とする。当日が、銀行休業日の場合は前営業日を年率修正日とする。「日本円TIBOR(12か月物)」とは、各事業年度の初日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)の午前11時における日本円12か月物トーキー・インター・バンク・オフアード・レート(日本円12か月物TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。日本円TIBOR(12か月物)が公表されていなければ、同日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)ロンドン時間午前11時におけるユーロ円12か月物ロンドン・インター・バンク・オフアード・レート(ユーロ円LIBOR12か月物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを日本円TIBOR(12か月物)に代えて用いるものとする。

(3) 非累積条項

ある事業年度においてA種株主又はA種登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額がA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

(4) 非参加条項

A種株主又はA種登録株式質権者に対しては、A種優先配当金を超えて配当は行わない。但し、当会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当会社が行う新設分割手続の中で行われる会社法第763条第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

2. 残余財産の分配

(1) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、A種株主又はA種登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種株式1株につき500円（但し、A種株式について、株式の分割、株式の併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。）を支払う。

(2) 非参加条項

A種株主又はA種登録株式質権者に対しては、上記(1)のほか残余財産の分配は行わない。

3. 議決権

A種株主は、株主総会において議決権を有しない。

4. 種類株主総会における決議

当会社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めのある場合を除き、A種株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

5. 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 取得請求権の内容

A種株主は、平成26年3月1日から平成49年2月末日までの期間（以下「株式対価取得請求期間」という。）中、下記（2）に定める条件で、当会社がA種株式の全部又は一部を取得すると引換えに当会社の普通株式を交付することを請求することができる（以下「株式対価取得請求」という。）。

(2) 株式対価取得請求により交付する普通株式数の算定方法

株式対価取得請求に基づき当会社がA種株式の取得と引換えにA種株主に対して交付すべき当会社の普通株式の数は、当該A種株式に係る払込金額の総額（但し、A種株式について、株式の分割、株式の併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。）を本号に定める交付価額で除して算出される数（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）とする。なお、A種株式を取得すると引換えに交付すべき当会社の普通株式の算出にあたり1株未満の端数が生じたときは、会社法第167条第3項に従い金銭を交付する。

イ 当初交付価額

当初交付価額は、平成26年3月1日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の各取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。以下同じ。）の平均値（終値のない日数を除く。なお、上記平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）に相当する金額（但し、当該金額が9.0円（以下「最大下限価額」という。）未満である場合には、当該金額は最大下限価額とする。なお、下記八に定める交付価額の調整が行われた場合には、最大下限価額にも必要な調整が行われる。）とする。但し、当会社が、平成26年3月1日時点において東京証券取引所に上場していない場合には、東京証券取引所により整理銘柄指定がなされた日（整理銘柄指定がなされずに上場廃止となった場合には、上場廃止となった日）に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の各取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。なお、上記平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）に相当する金額（但し、当該金額が最大下限価額未満である場合には、当該金額は最大下限価額とする。）を当初交付価額とする。

ロ 交付価額の修正

交付価額は、株式対価取得請求期間中、毎年3月1日（以下、それぞれ「修正基準日」という。）に、当該日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の各取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。なお、上記平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）に相当する金額（以下「修正後交付価額」という。）に修正される。但し、上記計算の結果、修正後交付価額が当初交付価額の100%に相当する額（以下「上限交付価額」という。但し、下記八に定める交付価額の調整が行われた場合には上限交付価額にも必要な調整が行われる。）を上回る場合には、上限交付価額をもって修正後交付価額という。また、修正後交付価額は修正後交付価額が当初交付価額の70%に相当する額（但し、当該金額が最大下限価額未満である場合には、当該金額は最大下限価額とする。）（以下「下限交付価額」という。但し、下記八に定める交付価額の調整が行われた場合には、下限交付価額にも必要な調整が行われる。）を下回る場合には、下限交付価額をもって修正後交付価額とする。なお、A種株主が株式対価取得請求を行った日において、当会社が東京証券取引所において上場していない場合には、直前の修正基準日における修正後交付価額（但し、直前の修正基準日が存在しない場合には、当初交付価額）をもって交付価額とする。

八 交付価額の調整

(a) 当会社は、A種株式の発行後、下記(b)に掲げる各事由により当会社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「交付価額調整式」という。)をもって交付価額(上限交付価額及び下限交付価額を含む。)を調整する。

$$\text{調整後交付価額} = \text{調整前交付価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

交付価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

交付価額調整式で使用する「1株当たり時価」は、調整後の交付価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。なお、上記平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。交付価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、普通株主に下記(b)()ないし()の各取引に係る基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の交付価額を適用する日の1か月前の日における当会社の発行済普通株式数から、当該日における当会社の有する当会社の普通株式数を控除したものとす。交付価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、普通株式について株式の分割が行われる場合には、株式の分割により増加する普通株式数(基準日における当会社の有する普通株式に関して増加した普通株式数を含まない。)とし、普通株式について株式の併合が行われる場合には、株式の併合により減少する普通株式数(効力発生日における当会社の有する普通株式に関して減少した普通株式数を含まない。)を負の値で表示して使用するものとする。交付価額調整式で使用する「1株当たりの払込金額」は、下記(b)()の場合は当該払込金額(金銭以外の財産を出資の目的とする場合には適正な評価額、無償割当ての場合は0円)、下記(b)()及び()の場合は0円、下記(b)()の場合は下記(b)()で定める対価の額とする。

(b) 交付価額調整式によりA種株式の交付価額の調整を行う場合及びその調整後の交付価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- () 上記(a)に定める1株当たり時価を下回る払込金額をもって普通株式を交付する場合(無償割当ての場合を含む。)(但し、当会社の交付した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本八において同じ。))の取得と引換えに交付する場合又は普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本八において同じ。))その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使により交付する場合を除く。)調整後の交付価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。))又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、当会社普通株式に募集株式の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。
- () 普通株式について株式の分割をする場合 調整後の交付価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。
- () 取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権であって、その取得と引換えに上記(a)に定める1株当たり時価を下回る対価(下記()において定義される。以下同じ。))をもって普通株式を交付する定めがあるものを交付する場合(無償割当ての場合を含む。))、又は上記(a)に定める1株当たり時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券若しくは権利を交付する場合(無償割当ての場合を含む。)) 調整後の交付価額は、交付される取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権、又は新株予約権その他の証券若しくは権利(以下「取得請求権付株式等」という。))の全てが当初の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして交付価額調整式を準用して算出するものとし、交付される日又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、当会社の普通株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。
- () 普通株式について株式の併合をする場合 調整後の交付価額は、株式の併合の効力発生日以降これを適用する。
- () 上記()における対価とは、取得請求権付株式等の交付に際して払込みその他の対価関係にある支払がなされた額(時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。))から、その取得、転換、交換又は行使に際して取得請求権付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。

- (c) 上記(b)に定める交付価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な交付価額の調整を行う。
- () 当社を存続会社とする合併、株式交換、会社分割又は株式移転のために交付価額の調整を必要とするとき。
- () 交付価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の交付価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- () その他当社が交付価額の調整を必要と認めるとき。
- (d) 交付価額調整式により算出された調整後の交付価額と調整前の交付価額との差額が1円未満の場合は、交付価額の調整は行わないものとする。但し、かかる調整後の交付価額は、その後交付価額の調整を必要とする事由が発生した場合の交付価額調整式において調整前交付価額とする。
- (e) 交付価額の調整が行われる場合には、当社は、関連事項決定後直ちに、A種株主又はA種登録株式質権者に対して、その旨並びにその事由、調整後の交付価額、適用の日及びその他の必要事項を通知しなければならない。

6. 金銭を対価とする取得請求権

(1) 金銭を対価とする取得請求権の内容

A種株主は、当社に対し、平成47年3月1日以降いつでも、A種株式の全部又は一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求(以下「金銭対価取得請求」という。)することができる。当社は、かかる金銭対価取得請求がなされた場合には、当該金銭対価取得請求が効力を生じた日(以下「金銭対価取得請求日」という。)における取得上限額(下記(2)において定義される。)を限度として法令上可能な範囲で、金銭対価取得請求日に、A種株式の全部又は一部の取得と引換えに、金銭の交付を行うものとする。この場合において、取得上限額を超えて金銭対価取得請求がなされた場合には、当社が取得すべきA種株式は金銭対価取得請求がなされた株数に応じた比例按分の方法により決定する。

(2) 取得価額

金銭対価取得請求が行われた場合におけるA種株式1株当たりの取得価額は、500円(但し、A種株式について、株式の分割、株式の併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額とする。)とする。

「取得上限額」は、金銭対価取得請求がなされた事業年度の直前の事業年度末日(以下「分配可能額計算日」という。)における分配可能額(会社法第461条第2項に定めるものをいう。以下同じ。)を基準とし、分配可能額計算日の翌日以降当該金銭対価取得請求日(同日を含まない。)までの間において、() 当社株式に対してなされた剰余金の配当、並びに() 本第6項又は第8項若しくは取得することを当社取締役会において決議されたA種株式の取得価額の合計を減じた額とする。但し、取得上限額がマイナスの場合は0円とする。

7. 普通株式を対価とする取得条項

当社は、株式対価取得請求期間中に取得請求のなかったA種株式の全部を、株式対価取得請求期間の末日の翌日(以下、本条において「一斉取得日」という。)をもって普通株式の交付と引換えに取得するものとし、かかるA種株式の総数に500円を乗じて得られる額を一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。なお、上記平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。また、当該平均値が上限交付価額を上回る場合には、上限交付価額とし、下限交付価額を下回る場合には、下限交付価額とする。)で除して得られる数の普通株式をA種株主に対して交付するものとする。A種株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取り扱う。

8. 金銭を対価とする取得条項

(1) 金銭を対価とする取得条項の内容

当社は、平成26年3月1日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日(以下「金銭対価強制取得日」という。)の到来をもって、当社がA種株式の全部又は一部を取得すると引換えに、当該金銭対価強制取得日における分配可能額を限度として、A種株主又はA種登録株式質権者に対して金銭を交付することができる(以下「金銭対価強制取得」という。)。なお、一部取得を行う場合において取得するA種株式は、比例按分その他当社の取締役会が定める合理的な方法によって決定されるものとする。

(2) 取得価額

金銭対価強制取得が行われる場合におけるA種株式1株当たりの取得価額は、500円(但し、A種株式について、株式の分割、株式の併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額とする。)とする。

9. 取得請求受付場所

三井住友信託銀行株式会社

10. 詳細の決定

上記に記載の条件の範囲内において、A種株式に関し必要なその他一切の事項は、代表取締役又は代表取締役の指名する者に一任する。

11. 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無

会社法第322条第2項に規定する定款の定めをしております。

12. 株式の種類ごとの異なる単元株式数の定め及びその理由

当社の普通株式の単元株式数は100株であるのに対し、A種株式は下記13.のとおり当社株主総会における議決権がないため、A種株式については単元株式数は1株とする。

13. 議決権の有無及びその理由

当社は、A種株式とは異なる種類の株式である普通株式を発行している。普通株式は、株主としての権利内容に制限のない株式であるが、A種株主は、上記3.記載のとおり、株主総会において議決権を有しない。これは、A種株式を配当金や残余財産の分配について優先権を持つ代わりに議決権がない内容としたものである。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成30年3月1日～ 平成30年5月31日	—	4,618,350	—	1,945,290	—	969,469

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成30年5月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種優先株式 1,483,036	—	「1株式等の状況」「(1)株式の総数等」「発行済株式」の「内容」欄の記載参照
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 15,000	—	株主として権利内容に制限のない標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 3,099,800	30,998	同上
単元未満株式	普通株式 20,514	—	同上 一単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	4,618,350	—	—
総株主の議決権	—	30,998	—

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式29株が含まれております。

【自己株式等】

平成30年5月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
(自己保有株式) 株式会社さいか屋	神奈川県川崎市川崎区 日進町1番地	15,000	—	15,000	0.48
計	—	15,000	—	15,000	0.48

(注) 発行済株式総数は普通株式によるものです。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成30年3月1日から平成30年5月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成30年3月1日から平成30年5月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

また、金融商品取引法第24条の4の7第4項の規定に基づき、四半期報告書の訂正報告書を提出しておりますが、訂正後の四半期連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

なお、従来、当社が監査証明を受けている新日本有限責任監査法人は、平成30年7月1日に名称を変更し、EY新日本有限責任監査法人となりました。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成30年 2月28日)	当第1四半期連結会計期間 (平成30年 5月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	655,188	506,899
売掛金	447,953	495,212
商品	618,951	635,710
貯蔵品	41,658	43,120
未収入金	83,073	159,234
その他	80,265	96,805
流動資産合計	1,927,092	1,936,983
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	3,519,333	3,448,476
土地	4,563,792	4,563,792
リース資産（純額）	87,420	76,234
その他（純額）	21,431	20,830
有形固定資産合計	8,191,978	8,109,334
無形固定資産		
その他	32,858	27,123
無形固定資産合計	32,858	27,123
投資その他の資産		
投資有価証券	378,348	355,798
敷金及び保証金	979,726	988,726
破産更生債権等	13,121	12,988
長期前払費用	367,926	414,674
その他	61,970	61,970
貸倒引当金	12,450	12,640
投資その他の資産合計	1,788,642	1,821,517
固定資産合計	10,013,479	9,957,976
資産合計	11,940,572	11,894,960

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成30年 2月28日)	当第1四半期連結会計期間 (平成30年 5月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形	34,461	37,862
買掛金	1,418,108	1,555,416
短期借入金	250,000	400,000
1年内返済予定の長期借入金	424,300	353,220
未払法人税等	19,415	5,749
商品券	696,615	664,708
賞与引当金	38,039	57,511
商品券回収損引当金	660,647	659,200
ポイント引当金	30,842	35,870
その他	840,006	650,679
流動負債合計	4,412,434	4,420,216
固定負債		
長期借入金	5,009,729	5,001,389
繰延税金負債	22,322	17,832
退職給付に係る負債	397,712	406,301
資産除去債務	149,370	150,115
リース債務	25,217	19,647
その他	257,824	257,824
固定負債合計	5,862,177	5,853,110
負債合計	10,274,612	10,273,327
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,945,290	1,945,290
資本剰余金	1,637,078	1,637,078
利益剰余金	1,924,127	1,958,224
自己株式	42,909	42,955
株主資本合計	1,615,332	1,581,189
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	50,627	40,442
その他の包括利益累計額合計	50,627	40,442
純資産合計	1,665,959	1,621,632
負債純資産合計	11,940,572	11,894,960

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

	(単位：千円)	
	前第1四半期連結累計期間 (自 平成29年3月1日 至 平成29年5月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成30年3月1日 至 平成30年5月31日)
売上高	4,946,154	4,789,286
売上原価	3,886,788	3,764,461
売上総利益	1,059,366	1,024,824
販売費及び一般管理費	1,041,947	1,011,183
営業利益	17,418	13,641
営業外収益		
受取利息及び配当金	54	40
受取手数料	671	630
貸倒引当金戻入額	1,000	-
その他	813	710
営業外収益合計	2,540	1,381
営業外費用		
支払利息	30,850	29,091
商品券等整理損	1,742	3,331
その他	94	5,268
営業外費用合計	32,686	37,690
経常損失()	12,727	22,667
特別損失		
固定資産除却損	1,716	1,883
投資有価証券評価損	-	8,023
特別損失合計	1,716	9,906
税金等調整前四半期純損失()	14,443	32,574
法人税、住民税及び事業税	1,809	1,522
法人税等調整額	-	-
法人税等合計	1,809	1,522
四半期純損失()	16,253	34,096
親会社株主に帰属する四半期純損失()	16,253	34,096

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成29年3月1日 至 平成29年5月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成30年3月1日 至 平成30年5月31日)
四半期純損失()	16,253	34,096
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	19,087	10,184
その他の包括利益合計	19,087	10,184
四半期包括利益	2,833	44,281
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	2,833	44,281
非支配株主に係る四半期包括利益	-	-

【注記事項】

(会計方針の変更等)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成30年3月1日 至 平成30年5月31日)	
該当事項はありません	

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

(単位：千円)		
	前第1四半期連結累計期間 (自 平成29年3月1日 至 平成29年5月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成30年3月1日 至 平成30年5月31日)
減価償却費	100,638	99,657

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 平成29年3月1日 至 平成29年5月31日)

配当に関する事項

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 平成30年3月1日 至 平成30年5月31日)

配当に関する事項

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成29年3月1日 至平成29年5月31日)

当社グループは、百貨店業単一であるため、セグメント情報の記載を省略しております。

当第1四半期連結累計期間(自平成30年3月1日 至平成30年5月31日)

当社グループは、百貨店業単一であるため、セグメント情報の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額()及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成29年3月1日 至 平成29年5月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成30年3月1日 至 平成30年5月31日)
1株当たり四半期純損失金額()	5.21円	10.93円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する 四半期純損失金額()(千円)	16,253	34,096
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に 帰属する四半期純損失金額()(千円)	16,253	34,096
普通株式の期中平均株式数(千株)	3,120	3,120
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜 在株式で、前連結会計年度末から重要な変動が あったものの概要	—	—

- (注)1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。
2. 平成29年9月1日付で普通株式10株につき普通株式1株の割合で株式併合を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり四半期純損失金額を算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

令和3年7月15日

株式会社さいか屋
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 飯 畑 史 朗 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 垂 井 健 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社さいか屋の平成30年3月1日から平成31年2月28日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成30年3月1日から平成30年5月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成30年3月1日から平成30年5月31日まで）に係る訂正後の四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社さいか屋及び連結子会社の平成30年5月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

その他の事項

四半期報告書の訂正報告書の提出理由に記載されているとおり、会社は、四半期連結財務諸表を訂正している。なお、当監査法人は、訂正前の四半期連結財務諸表に対して平成30年7月12日に四半期レビュー報告書を提出した。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。